

## 平成19砂糖年度上半期甘味に関する協議会議事概要

### 1 日 時

平成19年9月18日(火) 14:00~15:40

### 2 場 所

農林水産省第2特別会議室

### 3 出席者

委 員：別紙のとおり

事務局：道上審議官、水田特産振興課長、北川課長補佐

### 4 議 事 概 要

冒頭、関川座長より今回初めての出席となる大木委員、多胡委員の紹介がなされ、続いて、道上審議官より挨拶、水田特産振興課長から配布資料の説明が行われた後、各委員より以下の意見等があった。

西藤委員： 本資料のP11の砂糖の国際需給について、この数年、食料とエネルギーとの競合が大変話題となっているが、世界のエタノールの需給動向、ブラジルのさとうきびのエタノール仕向量について、砂糖に換算すればどの程度となるのかを教えていただきたい。

また、P9の砂糖の1人当たり消費量の国際比較について、中国の水準については、砂糖以外の代替甘味料消費もあり低い水準であることを聞いているが、大国である中国の消費量は世界需給に大きく影響を及ぼすので、今後、注視したい。このことに関連で大国であるインドの消費量について教えていただきたい。

久野委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

砂糖に関する言われ無き中傷ということで、砂糖有害論が10年前から相当出ていたが、その有害論を払拭すべく砂糖の啓発を農林省、農畜産業振興機構等様々な各方面の方々の理解を得ながら、10年間やってきた。その結果、相当程度、全国的な理解が進んできたと思っている。また、関税41.5円/kgを何年間かけて廃止するよう取り組み廃止されたが、あるシミュレーションによるとこの二つの取組がなかったら砂糖の消費量は40万トン程度減っていたのではないかと数字がある。そういう面では砂糖の啓発、関税の引下げにより、現在の制度が維持され、現在の消費量215万トン程

度を維持しているのではないかと確信している。

しかし、残念なことに、最近また砂糖の有害論がある週刊誌に掲載された。アインシュタイン大学の医学部長が「とにかく白いものは全て害がある」と言っており、それで牛乳については、大変な被害を受けてしまった。また、砂糖も同じだと、白いものは全部害があるんだということである。牛乳関係者は、質問状を送ることで対処したが、回答は未だ来ていないようである。砂糖についてはどうするのか。アインシュタイン大学の医学部長との肩書きが出ると消費者は「そうかな」と思ってしまう。この本は100万部程度売れており、今それに対してどう対処するのかを考えているが、こういう根拠のないことが許されるということは、まじめに仕事をし、まじめに産業を維持している者、あるいは、まじめな消費者まで引き込まれてしまう。また、そういう根拠のないデータによって逆に健康を害してしまう。私ども砂糖業界としてはこのことに対してどうするかを検討中であるが、いずれにしてもこうなると一業界では対応することはできないと思う。厚労省や農林省の食育の担当部局が言論の自由であったとしても根拠のないそういう記事が世の中に出版され消費者に伝搬していくことに対し、指導する等の対応が必要ではないか。業界だけがやるにしても限度がある。私も今どのように対応するのか、あらゆる状況を調査しているが、いずれにしても、白いものには全部害があるとの主張であり、それで100万部程度売れていると、我々業界が一生懸命啓発してもおおよそ及ばない問題である。正しい食育を推進する以上は、厚労省や農林省の食育担当部局が、そういう出版物に対して、何らかの対応を行うことができないのか。是非ともご検討願いたい。この本がどんどん売れて結果的に大きい影響を及ぼして、それを挽回するのは、非常に厳しい環境にある。以前にNHKや産経新聞が砂糖を食べたら子供がキレるという報道を行ったのが10年前であり、私はNHKや産経新聞を正したが、今回の問題は、週刊誌を正してもどうかと思う。出版物の差止めについても言論の自由との問題がある。どういふことをすればよいか解らないが、今後相当程度影響してくると思われ、何らかの対抗策を行政でも検討して欲しい。

有田委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

私もこの会議（甘味協）の委員を長く務めているところであり、国産糖・国産でん粉が国際価格から見たら弱い立場にあるとの理解は進んでいる。私どもの業界でもなかなか儲からない商品になってきている中で、会社としては次の手をいろいろ打っているのが実態である。そういった中で、国においても、弱い国産でん粉・国産糖について弱点を改善すべく対応しているが、その成果を明るい方向に持って行くような議題はないか。我々としても国産を使っていくに当たって、先行きが明るい材料があった方がよい。明るい議題を提供いただければ有り難い。

上江洲委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

私どもの業界としても、これからも合理化に努め国民負担の軽減に努めたい。

沖縄のさとうきびの作柄については、本資料P6にもあったが、7～8月の天候が非常に良く、本資料の数値以上の結果を期待していたが、現在は台風12号が先島方面に、先週は台風11号が久米島を直撃した。私も昨日まで久米島にいたが、台風11号については、久米島において瞬間最大風速が62.8mと久米島観測史上最大の風速が記録されている。家屋は全半壊し、コンクリートの電柱も折れている。当然のことながら、さとうきびも大きな被害を受けている。現在のところ、18%の被害を受けており、これからの塩害を加味すると20%を超えるのではないかと予想されている。ここ数年の品種切替、早期の肥培管理が徹底され、その結果が実を結び、十数年ぶりの豊作が予想されていた中で、農家の落胆は計り知れないものがある。これが台風、干ばつの常襲地帯である沖縄県及び鹿児島南西諸島の農業の現状である。しかしながら一方で、さとうきびだからこそ、全滅せずに7割も残ったともいえる。これがこの地域でさとうきびが基幹作物であり続ける理由と考える。現在のところ、さとうきびに替わる作物はない。したがって、私どもも生産農家と一体になって何とかさとうきびの生産性を上げ、地域の発展、国民負担の軽減に努めなければならないと考えている。

大木委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

さきほど久野委員からお話があった件（砂糖に対する有害論）について、消費者はそういった情報に恐ろしいほどなびいてしまう。こういった問題に対して、食品安全委員会と消費者との懇談会が10月にあり、そのような場に、私どもからも問題提起をしたい。また、農水省、厚労省も私どもと一緒に取り組んでいただけたらと思う。

さとうきびについては、台風の常襲地域でありながら基幹産業として頑張っているが、いっそう頑張っていたきたい。私どもも砂糖についてアンケート調査を毎年行っている。その中で自給率に対する理解が深まってきた。砂糖についての自給率（1/3）を知っている人は、平成13年にはほとんどいなかったが、15年においては19%、19年においては52%の人が理解しているとのことである。それと同時にきちんと甘味資源作物を作って欲しいとの回答が返ってきている。このような中、情報の周知をきちんと続けていく必要があると考える。基幹産業として、沖縄は台風にめげずに頑張っている。消費者も支えているわけであり、生産者もこれに応じて努力しなくてはならないが、そこでしか出来ないという誇りを持って取り組んでいただきたい。

大橋委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

19年産の鹿児島県における産糖量の見込については、今までのところ、気象状況が比較的良好であり、さとうきび増産プロジェクトによる成果が上

がってきており、収穫面積がやや増加傾向にある。本資料P6の見込産糖量を是非達成したい。また、さきほど沖縄県から台風11, 12号の影響についてお話があったが、今のところ鹿児島県においては特段の損害が出ている状況ではない。ただし、気象については、11月まではまだ安心できるものではないと考えている。

本年より品目別経営安定対策が実施されるが、いわゆる砂糖価格調整制度の枠組みは従来通りであり、生産農家への交付金、私ども糖業者への政策支援の財源の大部分は、輸入粗糖に課される調整金、異性化糖調整金である。すなわち、直接的には精製糖業、異性化糖業にご負担いただいております、結果的には消費者にご負担いただいております。私どもとしては、今後、こういった負担を極力軽減すべく努力し、私ども糖業者への政策支援は、栽培されたさとうきびを加工するための必要条件としてやむなく許容されたものとの認識の下、なんとしてもコストを低減すること、合理化を行うことを前提として取り組みたい。また、糖業者別の政策支援の算定のもとになる製造コストも示されているところであり、これを確実に実現すべく今後も努めていきたい。

金城委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

沖縄県においては、さきほど分工会の上江洲会長からお話にもあったとおり、気象条件に振り回されているのが実態である。生産者団体としてはこの1年、戦後最大の農政改革ということで、新制度への円滑な移行に向けて、全ての生産農家を新たな制度から抜け落ちさせないよう、1万7千戸の農家に45の生産組織を立ち上げ、3年後の特例が切れるまでに、受委託制度が確立されるよう取り組んでいる。しかしながら、なにぶん、これまで農地改革を経験していない農家为新制度への対応を行っており、このような抜本改革への不安、戸惑いがある。そこをなんとか農家に少しでも理解していただき生産組織活動をとおして生産性の向上に取り組んでいるところである。

生産状況については、この1年は行政、糖業者、生産者がかつてないほど一体となって、増産プロジェクトから始まり、新制度に向けて株出管理・単収の向上、主要な県内各地で増産大会、品質改善大会を進めている。また、干ばつ被害が多い中で共済制度への加入が少ないというご指摘があり、これについてもこの1年、南北大東島や宮古島を中心に、45の生産組織の活動の中で勉強会のテーマにして、行政、糖業者の支援も頂きながら共済制度の加入にこれまで以上に頑張っているところである。しかしながら、結果としては、あまり芳しくなく、増産プロジェクト計画に対して収穫面積で5%少なく、生産量でも10%減産という状況である。新制度へのとまどい・不安もある中、高コスト負担との認識はあり、単収向上に繋げて、この新制度をピンチ状態からチャンスに変える機会として、これまでにないような産地での取組を進めている。JAとしても組織運営とJA自らの組合員・農地の台帳整備といった体制づくりのため、本年3月にJAグループで1億円の基金を造成し、基幹作物であるさとうきびの生産体制の再編・再構築を目指し活

動を行っている。

また、生産者としては、高コストなさとうきびを作っており、農水省にも常々ご苦勞いただいているが、ひとつお願いしたい。北海道、鹿児島、沖縄といった甘味資源作物生産地域は国境に接している。高コスト生産を余儀なくされている鹿児島、沖縄のさとうきびは市場原理として消費者負担を軽減するのが生産者の責務であり、自助努力すべきことを認識しているが、少しステージを変えて、さとうきびが島の産業を支えていることをご理解願いたい。有人島40でさとうきびを栽培する中、排他的経済水域を確保し、領海・領土を保全している。これは、島にいてさとうきびを生産し、砂糖を製造している地域社会があるからである。消費者には高い負担であるが、島々の地域社会、人口を雇用する産業として、さとうきびは大変貢献している。そういった多角的、公益的、国益的な機能に対する理解を求めたい。農水省だけの担当ではないが、これらの機能を科学的な目線、第三者の目線でもって貢献度を具体化していただくことも大事である。ちなみに南北大東島の役場の前には、「さとうきびは島を守る。島は国土を守る。」と掲げられている。これは沖縄のいきつくモデルだと思っている。国は島の地域社会を壊さないよう改革に頑張ってもらいたい。

西藤委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

砂糖は生産消費両面で大きな役割を持っているにもかかわらず、生産面でも少数派であり生産できる県も限られている。また、消費面から見ても砂糖は多くの加工食品を通じて消費されていること、あるいは異性化糖に至っては、ほとんど国民に知れないまま消費されている実態があるのではないかと思う。そういう点で、取り巻く環境がいろいろ変化している中、様々な形での情報発信に努めるべきであると思っている。

高柳委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

19年産のてん菜の生産状況については、さきほど事務局よりご説明のあったとおり、作付面積は減少したものの、生育は順調であり産糖量は前年を上回る状況が見込まれているが、交付対象数量は64万トンに設定され、一定量を超える分は市場隔離されることとなっているので、これに沿ってしっかり対応していきたい。

新制度への移行にあたっては、すでに昨年の7月に向こう3カ年の標準的な製造経費が決定されているが、昨今の重油をはじめとする諸資材が高騰しており、極めて厳しい水準となっている実態を十分ご理解いただきたい。併せて、私どもとしても調整金収支の状況を鑑み、合理化計画に沿ってさらなるコスト削減に取り組んでいきたい。

砂糖の需要については、久野委員、大木委員からもお話があったが、私もショックを受けている。これまで砂糖生産振興資金の事業の中で、砂糖は脳の活性化に有効な食品、安全安心な食品であるといった流れで来たわけであ

るが、砂糖はキレる原因であるといった誤解がある中、農水省をはじめ、私ども関係者を含めて引き続きその誤解の払拭に取り組んでいく必要がある。

冒頭に道上審議官からもお話があったが、WTO、日豪EPA農業交渉について、砂糖関税の削減・撤廃は、国内産糖はもとより砂糖業界全般が壊滅的な影響を受けるので、砂糖ひいては地域農業を守る観点から、国においては引き続き特段のご尽力をお願いしたい。

多胡委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

一つ懸念されるのは、ソルビトール調製品の輸入について、昨今、為替も円高になっており、砂糖との価格差等の状況も踏まえ、今後の輸入動向を注視していきたい。

永井司委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

ただ、懸念しているのは、平成19砂糖年度における砂糖の市場隔離分が32千トンあるということだが、放っておくとどんどん増えていくのではないか。市場隔離分がどんどん増えていって、極端に言えば北海道で、ホワイトマウンテンができるのではないかと懸念している。

また、18SYの調整金収支が単年度で100億円の赤字ということで、これから何か手を打たないと赤字解消は難しい気がする。産糖量が71.6万トンで、供給量が68.4万トン、交付対象数量が64万トンということだが、その数字について後ほど教えていただきたい。

永井則夫委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

資料の説明の中で、てん菜の生育については、天候に恵まれ順調に推移しているとの説明があったが、今後の気温、降雨等で単収・糖分が高くなるか低くなるかは現時点では分からない状況である。というのも、気象庁の見通しによると、北海道においては向こう1ヶ月間は気温が高めに推移することであり、今年は高温多雨と異常気象となっており、すでに一部の地域においては、褐斑病が発生している。低地においては春先の湿害等の影響もあり、一部で葉が黄色くなっている。このような中、昨年のように褐斑病の多発による糖分低下にならないよう願っているところである。

分みつ糖消費量が増えるとのことであるが、私ども生産者団体としても消費拡大に努力していきたい。また、引き続き砂糖の消費拡大に繋がる諸対策の充実について積極的に対応して欲しい。

根本委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

北海道、鹿児島・沖縄の委員の方から生産状況についての話があったが、懸念しているのは、新しい農政の下での甘味資源作物にどのように影響が出てくるのかである。さとうきびは品目別に交付金が支払われるということで直接的には影響がないと思うが、てん菜は品目横断的経営安定対策となる中、

生産農家にはどんな影響があるのか。あまり影響は大きくないとの見解もあるが、農林省も是非、注視していただきたい。

久野委員： 先日、経団連の農政問題委員会に出席した。その中で自民党の谷津総合農政調査会長は、「選挙に敗北した中で、自民党の総合農政調査会を開催し、各委員に意見を求めたが、参議院選挙でこれ程敗北するという事になれば、新しい農業政策を実行できないという意見が多数あった。しかしながら、選挙の敗北という次元の問題ではなく、日本の農業は新たな政策の中で、一致団結して取り組む必要があることから、そのように自民党議員を説得した。」との話があった。その際、私は、「谷津先生がそこまでおっしゃっているのに、経団連は、『我々も農業を見捨てるわけではない。』、『新しい環境の中で新しい政策を推進する。』、『先生のおっしゃるとおりだ。』ということを書けないのか。」と申し上げた。また、彼らが考えている思想は空理空論であって、末端の農業者の気持ちを全く無視した提言だと厳しく申し上げた。さらに、「自給率の向上と言っている一方で、沖縄・鹿児島、北海道の基幹作物である砂糖について経団連が自由化してもよいと言うのであれば、経団連が責任を持って、それに変わる代替の産業をどうするかを明確にすべきである。」とも言った。自給率の問題について全体の自給率はどうかこうだとか言うが、東北6県は自給率が200%を超え、北海道は250～300%、東京は3%となっている中、例えば、東北6県の農産物について自由化した場合に具体的にどのように自給率を確保するのか。北海道に対してはどのような対応が必要なのか。こういった具体的なことはなくしてただ自給率は何%確保しなければならいと言いながら、一方では自由化だとの主張もあり、それは無責任だということを厳しく申し上げた。

今後、新しい農業政策を推進していくこととなるが、沖縄・鹿児島、北海道についてあらゆる面での合理化を推進してもまかなえないコスト差があり、一生懸命努力しても外国との埋めがたいコスト差がある。新しい政策でも十分フォローしていただいて、産業が健全に競争力をつけて行けるように、常に検証しながら、対処していかなければ農家の人は大変である。参院選で民主党が勝とうと自民党が勝とうと大臣が替わろうと新しい農業政策については、行政は自信を持って新しい政策を実行すべく対応して欲しい。

松本委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

鹿児島県のさとうきびの生産見通しについては、先ほど大橋委員からも話があったとおりで、今のところは順調である。今年から始まる新たな経営安定対策制度であるが、今後生産者の手取りは確保できるのかという問題はあるが、現在、新制度に対処すべく生産現場で取り組んでいるところである。

一方、危惧しているのは日豪EPAの関係で、関税撤廃だと本県のさとうきびは壊滅的な影響が出てくる。砂糖については重要品目での取扱いをお願いしたい。

宮下委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

17砂糖年度から18砂糖年度は需要が拡大し、19砂糖年度についても分みつ糖消費が23千トン増えるとのことであり、これに向けて、代理店会としても、新たな需要喚起を含め販売促進に努めていきたい。是非この傾向を続けていきたい。

矢田委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

今も宮下委員からお話があったが、ここ1～2年で消費量が上向きになりつつある。今回の215万トンについても、本来はもう少し上向きでも良いとも思っており、実際に流通に携わる身として、この数字は出来るだけ多い方が有り難い。今後とも輸入糖と国産糖の新たな制度の中での適正なバランスの運用をお願いしたい。

山地委員： 今回の需給見通しについては、異存なし。

経済環境が気になる暗雲が出てきており、端的に言えばガソリン価格上昇は、今後様々な食品の消費に対しても、抑制要因となろう。各機関の見通しもそろって下方修正し始めている状況でその点に留意する必要がある。

久野委員からアインシュタイン大学の外科部長が書いた「白いものは全て害がある」旨を内容とした本が非常に注目を浴びているとの話があったが、この手のものが、風評被害と言えるかどうかはともかく、一般的に、風評被害への対応という点では、アメリカではいくつかの州が法律ないしは条例を持っていることを聞いたことがある。この点、我が国でも、もっと米国の例を研究して欲しい。そういう白黒のはっきりしない問題について、アメリカでよくやっているのは議会の関係委員会の公聴会で、参考人を招致して意見を聴き質問をしていくというのがある。日本の国会も、構造的な変化が起きている中、その機能が改めて見直されているという状況にあり、アメリカのような対応も考えられるのではないかと思う。

先般の参院選では、農政への批判票が、与党に影響を与えたといわれるが、関連して言えば、日本の農政はやや内向きになってきており、農村の人にも、まして都市の人にも、その考え方が十分浸透していない。

冷戦後、社会主義経済体制の再編という状況の中では、「移行期」という言葉、用語を非常に上手に使い上手く持って行ったように思う。かつては、近代化やそれに並行して構造改善とかいろんな表現を用いて、農政でも対応してきたが、今でも、急激な変化はできないのだから、それにふさわしい言葉を編み出していかなければならない。

話は変わるが、防衛関係費の動きを調べてみると、80年代までは農林水産関係予算の方が多かったが80年代末には逆転しそれ以降最近まで防衛関係費は30%増えたけれども農林水産関係予算は16%減っている。現在においては農林水産関係予算を1とすると防衛関係費が1.8であり、約2倍

の状況となっている。先ほどの金城委員の話にもあったが、そして、私の例示も、感覚的なものにすぎないが、砂糖関係予算も、今までの農林水産関係予算の中で考えるということは限界が生じつつあるのではないか。何らかの形でしっかりそこを支えていく方策を考えていく必要がある。

小泉、安倍政権時には、ナショナリズムやら愛国心やらがいつも安易に高まり、ヒヤリと私などはさせられたが、日本が世界に誇るべきは、努力してきたという点にある。日本の人たちが非常に狭苦しい土地をも、政策的なサポートを得て、どのように生かして、食料の調達に努力を加えていったか。これは誇るべき重要な政策の要素を持っていると思う。スイスとかノルウェーとかの農政がもっとTVなどで一般的に紹介される必要がある。WTO農業交渉の国名をみればわかるように外国に日本の資源小国状況が十分に知られなければ、日本の食料供給の安全を確保することは難しい。たまたま昨日から、国際農業ジャーナリスト連盟の総会が日本で開かれていて世界中から約200人の人（記者や政治家）がカメラとペンを持ってやってきている。こんなことは今までになかった。ヨーロッパで毎年やっていることが、日本で出来た。多くの方々にお世話になっているが、そういうことが、戦後始まったヨーロッパに本部を持つ国際農業ジャーナリスト連盟の国別の開催でアジアでは初めて日本はこういうことが出来た。日本の農業、農政のことがもっともっと外国によく知られていくよう、政府も業界も努力して欲しい。

水田課長： 西藤委員からの質問の関係であるが、世界のバイオエタノールの国際的な現状であるが、生産量が非常に増えてきている。2001年からの6年間で1.6倍に増加している状況にある。取組が進んでいるのは、ブラジルとアメリカであり、ブラジルはさとうきびから作り、アメリカはとうもろこしから作っている。2006年にはアメリカがブラジルを逆転し、アメリカの生産量の方が増えている。世界の生産量の中で39%がアメリカ、35%がブラジルであり、この2カ国で世界のバイオエタノール生産量の約7割を占める状況にある。ブラジルの取組状況をさとうきびとの関係として申し上げますと、直近では、ブラジルにおけるさとうきび生産のうちの52%がバイオエタノール向けに使用されている。約半々の割合であるが価格等を見ながら若干動いている状況にある。

中国の甘味の消費状況については、先般、御質問に対しご説明させていただいたところであるが、中国の砂糖の消費が9.3kg/人であり他国と比べ低い。人工甘味料が消費されており、これが砂糖の消費水準が低い理由だと思われる。中国の甘味消費の中で約2割が人工甘味料ではないかと思われる。最近では人工甘味料の販売の抑制対策を行っており、少し抑えられている部分があると思われる。

インドについては、砂糖を増産しているが、インドの砂糖の消費については、世界で一番消費が多い国であり、次いで中国、ブラジル、アメリカの順となっている。最近のデータ（2006/2007のリヒト社の資料）によ

ると、インドでは2, 150万トンの砂糖が消費されている状況であり、今後よく注視していく必要がある。

WTO/EPA交渉の関係でのご要望があったが、WTO/EPA交渉状況については、冒頭の挨拶の中で道上審議官から申し上げたとおりであるが、WTO交渉は9月から再開されているが、まだ、各国とも基本的に従来のスタンスを繰り返している状況である。10月に改定テキストを出すといった予定であるとの話もあり、それに向けて予断を許さない状況には変わりはなく、引き続きしっかり取り組んで参りたい。また、EPA交渉の中で特に日豪交渉では、8月の下旬に第2回の交渉が東京で行われた。砂糖をはじめとして重要な品目について、これらは重要な品目であり、国境措置が撤廃されることとなると国内生産は全滅すると、というようなことを私もその場に出席し、強く説明申し上げた。次回は、11月に豪州で行われるが、引き続き、我が国の主張が認められるように粘り強く交渉して参りたいと考えている。

砂糖の有害論に対する対応であるが、これまでも砂糖の科学的な見地から、砂糖についてのPRというものを業界としてもしっかりやっていたところである。この有害論の対応について当然、個々でも負けないように十分PRしていく必要があるが、それ以外にどういったやり方、どういったことが考えられるのか、引き続き、ご相談をさせていただきたいと考えている。そういったことも含め、特に砂糖がこのような生産の状況にあるという砂糖制度の現状も含め、消費者へのPRを農林水産省としても一生懸命努めて参りたいと考えている。情報発信の努力を引き続きやっていきたいと考えている。

さとうきびが島の産業を支えて、そのことが国防にも繋がっていくというお話も頂いた。私どもも各地で甘味資源作物の重要性を説明をする際には、他に代替する作物がないこと、しかもこの産業が無くなれば島が無人島化してしまい、そうなると国防などの面にも影響がでるといったことの説明もさせていただいているところであり、引き続きしっかり取り組んで参りたい。

砂糖の調整金の収支の関係についてであるが、新しい品目別経営安定対策、新しい糖価調整制度にこの10月から始まるわけであるが、この移行に向け制度の安定的運用を図る観点から、去年の9月末にあった調整金収支の700億円赤字について、久野会長をはじめとする精製糖業界のご理解ご協力も頂き、470億円の砂糖生産振興資金を充当し、これを大きく減らして圧縮し、新制度に向け円滑に取り組んでいけるように、ご協力いただいたわけである。しかしながら、なお赤字は残っているわけであり、まだ、調整金単年度の収支は厳しい状況にあるが、こういった中で様々な取組を行っていただいているところである。特に、国内産糖への交付金の支払について上限設定しているところであり、19砂糖年度について、関係者の協力を得てん菜糖を64万トン（粗糖ベース）としているところである。これを超えるものについては、交付金は支払われないこととなるが、それについては生産者のご負担で委託加工という形で取り組んでいただいているところである。また、

数量的にそれが全て市場に出回るということになると、輸入糖が減少し、結果、調整金収入が減少することとなるので、この出回りの数量についても、19砂糖年度においては68.4万トン（粗糖ベース）という限度を設定しており、これを超えるものについては、当該砂糖年度ではなく翌砂糖年度において供給していただくこととしているところである。こういう取組を行って行く中で、輸入糖と国産糖とのバランスのとれた制度運営に今後とも努めていくことで、調整金収支の改善を図ってまいりたいと考えているところである。

ソルビトール調製品など加糖調製品についても、ご指摘いただいたが、説明の中でも申し上げたとおり、輸入の伸びが落ち着いている状況ではあるものの、今後とも輸入状況についてしっかりと注視して参りたいと考えている。

新しい農政について品目横断的経営安定対策についてはこの4月からスタートしているわけであるが、砂糖・でん粉については本格的に適用されるのはこの10月の砂糖年度からであるが、品目横断的経営安定対策については、現場の皆様への説明が必ずしも足りていなかったという部分もあり、現場の方々に十分な理解を得られていないものがある。農林水産省としては、現場の方々に十分にご説明するとともに、現場の方々のご意見等をよくお聞きするという事で、キャラバンを設けて、現地に入ってご意見等を賜りながら努めて参りたいと考えている。なお、てん菜の関係については、てん菜を生産する農家はほとんど大規模な農家であり、そういった意味で制度の移行に際し対象要件等の面で大きな支障となっているということはないと思うが、引き続きこの10月に向けて、残された課題等があるので円滑に進んでいくように、関係者の方々共々取り組んで参りたいと考えている。

また、こういった農政について、農業関係者のみならず、一般の方々にもわかりやすく、説明ができるようなことが大事だというご指摘も頂いたが、引き続きそういったことを肝に銘じながら取り組んで参りたいと考えている。

その後、関川座長により、「各委員の意見が集約される原案で妥当」との話があり、道上審議官挨拶が行われた後に閉会した。